

妊娠等に関する支援

※本調査は平成27年6月1日現在の状況です。

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
福島市	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
会津若松市	ない					ない					ある	妊婦健診14回 産後1ヶ月健診1回	ない		ない	
郡山市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	医療保険診療外である体外受精及び顕微授精による治療費。	15万円(但し、治療区分C及びFについては7万5千円) 初回～3回目までの助成において上乗せ5万円(但し、治療区分C及びFについては2万5千円)	通算10回。平成26年度以降の新規申請では、申請時妻が40歳未満では通算6回。40歳以上は43歳までに通算3回。	ない					ある	妊婦健診15回 産後1か月の産婦の健診1回 計16回	ない		ない	
いわき市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	医療保険診療外である体外受精及び顕微授精による治療費。	15万円(但し、治療区分C及びFについては7万5千円) 初回～3回目までの助成において上乗せ5万円(但し、治療区分C及びFについては2万5千円)	通算10回。平成26年度以降の新規申請では、申請時妻が40歳未満では通算6回。40歳以上は43歳までに通算3回。	ない					ある	14回	ない		ない	
白河市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	保険診療の適用とならない体外受精・顕微授精	治療内容により5万又は10万円を上限	26年度新規申請者は通算6回で、それ以前の申請者は年2回通算5年を限度	ない					ある	16回 (妊婦健診15回、産後1か月健診1回)	ない		ない	
須賀川市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	女性及び男性不妊について福島県と同様	県の助成を除いた額のうち上限10万円	※県助成に同じ	ない					ある	16回 (妊婦健診15回、産後1か月健診1回)	ない		ない	
喜多方市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	保険診療の対象とならない体外受精、顕微授精 ※県助成に同じ	治療方法及び申請回数により異なる 3万7千5百円～10万円 ※県助成の半額	※県助成に同じ	ない					ある	15回 ※産後含む	ある	1回	ある	国保被保険者の妊婦について、妊娠16週の属する月から分娩の日の属する月までの医療費を給付
相馬市	検討中					ない					ある	14回	ない		ない	
二本松市	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	体外受精 顕微授精 ※年齢制限有 H27～男性不妊治療 (1) 精巣内精子回収法(TESE)による手術 (2) 顕微鏡下精巣内精子回収法(MD-TESE)による手術 (3) 顕微鏡下精巣内上体精子回収法(MESA)による手術	県の助成を除いた額のうち上限15万円	男女とも年2回まで(通算5年10回)	ない					ある	15回	ある	1回	ある	妊娠4ヶ月から出産まで。対象疾病に該当した場合、医療費を10割給付(国民健康保険の場合)
田村市	ある	無	①特定不妊治療 ②男性不妊治療	①10万円まで ②10万円まで	①福島県の助成事業と同じ ②特定不妊治療と同じ	ない					ある	16回(H27より産後1か月健診1回を含む)	ない		ある	妊娠4か月となる日の属する月から分娩の日の属する月までの妊産婦について、医療保険各法による保険診療の自己負担分を助成する。
南相馬市	ない					ない					ある	上限なし	ある	1回	ない	

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
伊達市	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ない	
本宮市	ある	福島県と同様	女性および男性不妊について福島県と同様	治療費から福島県助成金をひいた金額で福島県助成金と同額以内	福島県と同様	ない					ある	妊婦健診15回 産後1ヶ月健診1回	ある	1回	ない	
桑折町	ない					ない					ある	16回	ない		ない	
国見町	ない					ない					ある	16回	ない		ない	
川俣町	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
大玉村	ある	無	県助成対象治療内容と同様	県と同額	県助成と同様	ない					ある	15回	ない		ない	
鏡石町	検討中					ない					ある	15回	ない		ない	
天栄村	ある	無	体外受精、顕微授精	10万円	2回	ない					ある	産前 15回 産後 1回	ある	1・6、3歳児健診時に合わせて希望者に実施。全額村負担。	ない	
下郷町	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	・医療保険各法が適用される不妊症の検査及び治療 ・医療保険各法が適用されない不妊症の検査及び治療のうち、体外受精又は顕微鏡受精を除く検査及び治療	自己負担分(差額ベッド代、食事代、文書料等は除く)	限度額 年間20万円	ない					ある	15回	ない		ない	
檜枝岐村	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	特定不妊治療	30万円	年度当たり2回を限度とし、通算5年まで	ない					ある	15回	ない		ない	
只見町	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	体外受精 顕微授精	10万円	通算5年10回限度 (初年度3回、2年目以降2回)	ない					ある	15回	ない		ない	
南会津町	ある	無	医療機関分	年20万円まで	2年まで	ある	無	医療機関分	年20万円まで	2年まで	ある	15回	ない		ない	
北塩原村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
西会津町	ある	無	・医療保険各法が適用される不妊症の検査 ・医師の診断に基づいて施される不妊症治療	10万円	初年度3回、次年度2回、5年に限る	ある	無	医師の診断に基づいて施される不育症の治療	医療保険適用3万円 その他の治療10万円	制限無し	ある	15回	ない		ある	国保加入5ヶ月以上の妊婦
磐梯町	ない					ない					ある	産前 15回 産後 1回	ある	1回	ある	国保のみで一部負担金全額免除
猪苗代町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	出産に影響を及ぼす異常が認められた場合、1回に限り精密検査の費用を助成する。
会津坂下町	ない					ない					ある	16回	ない		ある	国保0割
湯川村	ない					ない					ある	14回	ない		ある	妊娠5ヵ月到達月から出産月までの10割給付
柳津町	ない					ない					ある	産前14回 産後1回	ない		ある	国保の妊娠5ヶ月に至る月から出産をした月まで医療費無料。
三島町	ない					ない					ある	産前15回 産後1回	ない		ある	国保世帯のみ(妊娠4ヵ月から出産まで無料)
金山町	ない					ない					ない		ない		ない	
昭和村	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	国保の妊産婦は医療費無料。
会津美里町	ない					ない					ある	14回	ない		ない	
西郷村	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	特定不妊治療	15万円(一部7万5千円)限度	年度内2回を限度に、通算5年間の助成	ない					ある	16回	ない		ある	妊娠5ヵ月となった日の属する月から出産の日の属する翌月までの妊産婦で村内に住所を有する者医療保険の自己負担分3割の助成
泉崎村	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	特定不妊治療	15万円	6回まで	ない					ある	15回	ない		ない	
中島村	ない					ない					ある	16回	ない		ない	

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	制度の内容
矢吹町	ない					ない					ある	15回 (一部補助)	ない		ない	
棚倉町	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	・保険診療の適応とならない体外受精・顕微授精 ・男性不妊治療	15万円または、7万5千円 男性10万円	39歳までは、通算6回まで。 40歳以上43歳未満までは、通算3回まで。	ない					ある	15回	ない		ない	
矢祭町	ない					ない					ある	回数制限なし	ある	1回	ない	
塙町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	医療保険の自己負担分額の助成
鮫川村	ある	夫婦の所得の合計が、730万円未満	・保険診療の適応とならない体外受精、顕微授精 ・母性不妊と診断された場合に要する手術経費	特定不妊 15万又は7万5千円上限 男性10万円上限	39歳までは 6回 40歳～43歳未満3回	ない					ある	17回	ない		ある	妊娠5か月目から出産翌月までにかかる妊婦健診以外の医療費を助成する。
石川町	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
玉川村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
平田村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月健診の医療費を助成
浅川町	ない					ない					ある	17回	ない		ない	
古殿町	ある	無	一般不妊治療	上限20万円	通算2年間	ない					ある	15回	ない		ない	
三春町	ある	無	「体外受精」「顕微授精」	10万円	40歳以上3回 39歳以下6回	ない					ある	15回	ある	1回	ない	
小野町	ある	無	医療保険適用外の体外受精、顕微授精	15万円以内	年度内2回まで 通算5年	ない					ある	16回 (精密検査を含む)	ない		ある	平成27年10月から開始予定 妊娠16週から産後(出産日の翌月まで)の医療費自己負担額を助成
広野町	ない					ない					ある	15回 ※妊産婦健診の場合は16回	ない		ない	
檜葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
富岡町	ない					ない					ある	15回 産後1ヶ月検診の助成も実施	ない		ない	
川内村	ない					ない					ある	16回	ある	1回	ある	精密検査にかかった費用の自己負担分を一人につき1回まで公費負担する。
大熊町	ない					ない					ある	16回	ない		ない	
双葉町	ない					ない					ある	15回+産婦1回	ない		ない	
浪江町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	精密検査にかかった費用の自己負担分を一人につき1回まで公費負担する。
葛尾村	ない					ない					ある	17回	ない		ない	
新地町	ない					ない					ある	14回	ない		ない	
飯館村	ない					ない					ある	15回	ない		ない	
ある	22					2					58		12		18	
ない	35					57					1		47		41	
検討中	2					0					0		0		0	